朝霞和光資源循環組合ホームページバナー広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この告示は、朝霞和光資源循環組合有料広告の掲載に関する要綱（令和３年告示第１号。以下「要綱」という。）第５条の規定に基づき、朝霞和光資源循環組合が管理するホームページ（以下「組合ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　バナー広告　組合ホームページ内に表示される広告画像で、組合ホームページへの広告の掲載が決定したもの（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

（２）　ユーザー　コンピューターをはじめとする情報通信機器を使用する、組合ホームページ閲覧者及び利用者をいう。

（広告の種類）

第３条　組合ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

（掲載可能な広告等の範囲）

第４条　組合ホームページに広告を掲載することができるもの、広告の内容及びデザイン並びにリンク先のホームページの内容の範囲は、要綱及び朝霞和光資源循環組合有料広告の制限指針（令和２年１０月１日管理者決裁）によるものとする。

（規格）

第５条　広告の規格は、原則として次のとおりとする。

（１）　大きさ　縦１００ピクセル、横２５０ピクセル

（２）　形式　ＪＰＧ、ＰＮＧ又はＧＩＦ

（３）　データ容量　６０ＫＢ以下

（４）　静止画像のみ

２　前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、広告の規格を変更することができる。

（禁止する表現）

第６条　広告は、ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持することとし、次の事項を含んだ表現は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

（１）　アラートマーク（警告表示）を模した表現、アニメーション、フラッシュ等の点滅するもの

（２）　ラジオボタン、チェックボックス等の選択肢の表示を模した表現

（３）　テキストボックス、プルダウンメニュー等の入力ができるように見えるものを模した表現

（４）　カーソルを画像に合わせた際、画像表示が変わるロールオーバー効果のあるもの

（５）　「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタンを使用するもの

（６）　その他利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与えるおそれのある表現

（７）　朝霞和光資源循環組合（以下「組合」という。）の実施する事業名に類似した表現又は組合が推奨するかのような印象を与える表現

（８）　組合ホームページと類似の色調及び字体を使用した表現

（９）　前各号に掲げるもののほか、画像として掲載することが適当でないと管理者が認めるもの

（広告の掲載の位置及び枠数）

第７条　広告の掲載の位置及び枠数は、組合ホームページ内において管理者がこれを指定する。

（広告の掲載期間）

第８条　広告を掲載する期間は、１か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、掲載期限については、当該年度の３月３１日までとする。

２　広告の掲載を開始する日は、当該広告を掲載する月の初日とする。

３　広告の掲載を終了する日は、当該広告を掲載する月の末日とする。

（広告の掲載料金）

第９条　広告の掲載料金は、１枠につき、月額３，０００円とする。

（掲載希望者の募集）

第１０条　管理者は、広告の掲載を希望するもの（以下「掲載希望者」という。）を募集するときは、組合ホームページにより行うものとする。

２　管理者は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときは、随時掲載希望者を募集することができる。

（広告の掲載の申込み）

第１１条　掲載希望者は、掲載開始日の属する月の２か月前の月末までに、要綱第７条に規定する朝霞和光資源循環組合有料広告掲載申込書により、広告の掲載を申し込むものとする。

２　広告の掲載の申込みは、掲載希望者１人につき１枠とする。

３　掲載希望者は、１２か月を限度として、複数月にわたる広告の掲載を一括して申し込むことができる。

（広告の掲載の決定）

第１２条　管理者は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、第４条の規定により、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

２　管理者は、特に必要があると認めるときは、要綱第１５条に規定する朝霞和光資源循環組合広告事業推進委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

３　管理者は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、要綱第８条に規定する朝霞和光資源循環組合有料広告掲載決定通知書により掲載希望者に通知するものとする。

４　管理者は、掲載希望者が第７条に規定する掲載位置の枠数を超えたときは、要綱第４条の規定により順位を定め、上位の者から順に広告主として決定する。この場合において、同順位の掲載希望者が複数ある場合には、掲載希望月数の多い掲載希望者を上位とする。

５　前項の規定により定めた掲載希望者の順位において、同順位の者が複数あり、広告主の決定ができないときは、抽選によりこれを行うものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第１３条　広告主は、広告の掲載を決定した原稿（以下「広告原稿」という。）を管理者が指定する期日までに、指定する場所及び方法により提出するものとする。

２　広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告の内容等の変更）

第１４条　管理者は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が法令に違反若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示等に抵触していると判断したとき

は、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告の掲載の取消し）

第１５条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

（１）　指定する期日までに広告の掲載料金の納付がないとき。

（２）　指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

（３）　前条の規定による広告の内容の変更を広告主が行わないとき。

（４）　広告主、広告の内容又はリンク先のホームページの内容等が、法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

（５）　その他組合ホームページへの広告の掲載が適切でないと管理者が判断したとき。

２　管理者は、前項の規定に基づき広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して損害の賠償を行わないものとする。

（広告の掲載料金の返還）

第１６条　広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告の掲載料金を当該広告主に返還する。

２　返還する広告の掲載料金は､掲載を取り消した月の翌月以降の広告の掲載料金とする。

３　広告の掲載期間内に、組合の都合で組合ホームページを閉鎖した場合又は広告を掲載できなかった場合（システム障害、保守点検等の場合を除く。）は、その日数に応じて、広告の掲載料金を返還する（その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。次項において同じ。）。ただし、閉鎖日数又は広告を掲載できなかった日数が１日未満の場合は、広告の掲載料金の返還は行わない。

４　組合及び広告主それぞれの責めに帰することのできない理由により、組合が広告を掲載できなかった場合は、その日数に応じて、広告の掲載料金を返還する。ただし、広告を掲載できなかった日数が１日未満の場合は、広告の掲載料金の返還は行わない。

５　前各項の規定により還付する広告の掲載料金には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第１７条　広告主は、掲載された広告に関する広告の内容等の一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容

等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証するものとする。

３　第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（協議）

第１８条　この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、組合と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附　則

この要領は、公布の日から施行する。